

# 役員等報酬規程

社会福祉法人カリタスの園

## 社会福祉法人カリタスの園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カリタスの園（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表4に定める額を役員報酬として支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。

- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後  
2ヵ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給  
する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その  
月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を引いた日数を基礎として日割りに  
よって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合  
その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、こ  
れを切り捨てる。

(交通費)

第9条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費  
にて支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項  
二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、  
別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬（月額）
理事長	800,000 円以内
理事	700,000 円以内

別表 2（常勤役員等退職金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数
--------------------

\* 上記在任年数は 1 ヶ年単位とし、端数は月割りとする。  
ただし、1 か月未満は 1 ヶ月に切り上げる。

別表 3（非常勤職員の報酬）

## (1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

## (2) 理 事

区 分	日 額
理事会等への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

## (3) 監 事

区 分	日 額
理事会等への出席	20,000 円
監事監査等への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

別表 4（常勤役員等の報酬（職員兼務の場合））

役職名	報酬（月額）
理事（職員兼務）	200,000 円以内